

長崎県対馬市におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約

第1章 総則及び共通事項

(利用規約の適用)

第1条 当社は、当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款（以下「IP約款」といいます。）、音声利用IP通信網サービス契約約款（以下「音声利用IP約款」といいます。）、並びに「長崎県対馬市におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「長崎県対馬市におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(別段の合意)

第2条 本規約に規定する料金その他の提供条件は、IP約款及び音声利用IP約款（以下「約款」といいます。）の第1条ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

(利用規約の変更)

第3条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第4条 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

(サービスの区分等)

第5条 本サービスには、次の区分及びメニューがあります。

区 分	内 容
ファミリーライトタイプ (本規約第16条（通信の相手先）に規定する通信のみを行うことができるものとします。)	メニュー1 IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスに相当するもの
	メニュー2-1 IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスに相当するもの及び音声利用IP約款に規定する第2種サービスのタイプ2のメニュー1-1に係る音声利用IP通信網サービスに相当するものからなるもの
	メニュー2-2 IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスに相当するもの及び音声利用IP約款に規定する第2種サービスのタイプ2のメニュー1-2に係る音声利用IP通信網サービスに相当するものからなるもの

- 2 本サービスのご利用にあたりフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約（以下「フレッツ・テレビ規約」といいます。）に基づき提供されるフレッツ・テレビ伝送サービスのご利用が必須となります。
- 3 本サービスに係る契約者は、本サービスの区分の変更の請求をすることができます。
- 4 当社は、前項の請求があったときは、約款及び本規約に規定する契約申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

(サービスの提供期間及び提供区域)

第6条 本サービスの提供期間及び提供区域は次表に定める通りです。

地 区		提供期間
巖原町 安神、久田、久田道、宮谷、曲、 国分、今屋敷、棧原、小浦、西里、 大手橋、中村、天道茂、田淵、 東里、南室、日吉、尾浦、北里 美津島町 根緒	固定電話番号が 0920-52-●●●●● 0920-53-4●●●● 0920-53-5●●●● 0920-53-6●●●● の番号の地区	2024年7月1日 ~2034年3月31日
美津島町 久須保、鷄知、黒瀬、根緒、 洲藻、緒方、大山、大船越、 竹敷、昼ヶ浦、島山、箕形	固定電話番号が 0920-54-●●●●● の番号の地区	2024年10月1日 ~2034年3月31日
巖原町 阿連、下原、樫根、小茂田、椎根、 久根田舎、久根浜、久和、佐須瀬、 上槻、浅藻、豆酸、豆酸瀬、 豆酸内院、内山、与良内院 美津島町 加志、今里、吹崎、尾崎	固定電話番号が 0920-56-●●●●● 0920-57-●●●●● 0920-53-0●●●● 0920-53-2●●●● 0920-53-7●●●● 0920-53-8●●●● 0920-53-9●●●● の番号の地区	2024年12月1日 ~2034年3月31日
美津島町 犬吠、大山、鴨居瀬、賀谷、小船越、 濃部、芦浦	固定電話番号が 0920-55-0●●●● 0920-55-1●●●● 0920-55-8●●●● 0920-55-9●●●● の番号の地区	2025年4月14日 ~2034年3月31日
美津島町 濃部 豊玉町 糸瀬、卯麦、大綱、貝鮒、小綱、嵯 峨、佐志賀、佐保、志多浦、曾、曾 位の端、町田、千尋藻、仁位、銘、 鑓川、横浦、和板、貝口、貝鮒、唐 洲、嵯峨、佐志賀、廻	固定電話番号が 0920-58-0●●●● 0920-58-1●●●● 0920-58-2●●●● 0920-58-7●●●● 0920-58-8●●●● 0920-58-9●●●● 0920-59-0●●●● 0920-59-1●●●● 0920-59-9●●●● の番号の地区	2025年5月14日 ~2034年3月31日
上対馬町 網代、泉、大浦、大増、河内、玖 須、五根緒、舟志、唐舟志、富 浦、豊、西泊、浜久須、比田勝、 古里、鰐浦 上県町 佐護、佐護東里、佐須奈、佐須奈、 乙、佐須奈甲、西津屋、佐護、佐護 北里、佐護西里、佐護東里、佐護南 里、志多留	固定電話番号が 0920-84-2●●●● 0920-84-3●●●● 0920-84-5●●●● 0920-84-8●●●● 0920-84-9●●●● 0920-86-2●●●● 0920-86-3●●●● 0920-86-4●●●● 0920-88-3●●●● 0920-88-6●●●● 0920-88-8●●●● 0920-88-9●●●● の番号の地区	2025年7月1日 ~2034年3月31日
豊玉町 曾	固定電話番号が 0920-82-0●●●●	2025年10月1日 ~2034年3月31日

峰町 櫛、佐賀、志多賀、志多賀字志越、 上対馬町、芦見、小鹿、琴、一重	0920-82-1●●●● 0920-82-9●●●● 0920-87-0●●●● 0920-87-9●●●● 0920-88-1●●●● 0920-88-7●●●● の番号の地区	
上県町 伊奈、犬ヶ浦、女連、飼所、檜滝、 久原、越高、鹿見、志多留、瀬田、 御園 峰町 青海、賀佐、狩尾、木坂、津柳、 三根、吉田	固定電話番号が 0920-83-0●●●● 0920-85-0●●●● 0920-85-1●●●● 0920-88-0●●●● 0920-88-2●●●● 0920-88-4●●●● 0920-88-5●●●● の番号の地区	2025年11月1日 ～2034年3月31日

2 前項の期間終了後は、長崎県対馬市（以下「対馬市」といいます。）と別途協議とします。

第2章 本サービスに係る提供条件

（契約申込の承諾）

第7条 当社は IP 約款に規定する場合のほか、フレッツ・テレビ伝送サービスの申込が本サービスの申込と同時にある場合に限り本サービスに係る契約申込の承諾をするものとします。

（情報の開示）

第8条 本サービス契約者（契約者であった者を含みます。以下、本条において同じ。）は、当社が基本サービスの提供、及び本サービスの料金に係る業務のために、本サービス契約者の情報（氏名、住所、電話番号、お客様識別番号、利用サービス、利用料金（計算中のものを含む未納料金等を含む）、及びその支払いに関する情報、など）を対馬市に提供する場合があることに同意します。

（工事費の支払義務）

第9条 本サービスに係る契約者は、当社が IP 約款に規定する場合のほか、本サービスの区分の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、IP 通信網サービスに係る部分については IP 約款、音声利用 IP 通信網サービスに係る部分については音声利用 IP 約款の規定に準じて工事費の支払いを要します。

（手続きの方法）

第10条 本サービスのメニュー2-1及びメニュー2-2に係る契約の申込み、利用の一時中断、利用権の譲渡、契約の解除、地位の承継及び氏名等の変更に関する手続きについては、IP 通信網契約に係るものと音声利用 IP 通信網契約に係るものを同時に行っていただきます。

（当社が行う契約の解除等）

第11条 当社は、IP 約款に規定する場合のほか、フレッツ・テレビ伝送サービスの解除があったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスに係る本サービスの契約を解除します。

（利用権の譲渡）

第12条 当社は、本サービスに係る IP 通信網サービス利用権の譲渡について、IP 約款に規定する場合のほか、次の場合は、その譲渡を承認しません。

- (1) その IP 通信網契約に係る契約者回線が利用回線となる音声利用 IP 通信網契約に係る利用権及びフレッツ・テレビ規約に係る利用権の譲渡に伴うものでないとき。
- (2) その IP 通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がその IP 通信網契約に係る契約者回線が利用回線となる音声利用 IP 通信網契約及びフレッツ・テレビ規約に係る利用権を譲り受けようとする者同一の者とならないとき。

（利用中止）

第 13 条 当社は、本サービスに係る I P 通信網サービス及び音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止する場合は、約款の規定に基づき行う電子メール等による通知又はホームページによる周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 14 条 当社は、約款に規定する場合のほか、本サービスのメニュー 2-1 またはメニュー 2-2 に係る I P 通信網サービス又は音声利用 I P 通信網サービスのうちいずれかのサービスの利用の停止を行う場合は、その利用の停止を行うサービス以外のサービスの利用の停止を同時に行います。

(利用料金)

第 15 条 当社は、本サービスに関する利用料金について、メニュー 1 は I P 約款に規定する利用料（基本額に限りませす。））、メニュー 2-1 及びメニュー 2-2 においては I P 約款に規定する利用料（基本額に限りませす。））及び音声利用 I P 約款に規定する基本料金（基本額に限りませす。））を合わせて本サービスに係る回線使用料として定めるものとし、その料金額は次表の各欄に定める料金額とします。

(注) 通信料金その他本規約に定めのない料金については、約款によります。

区 別		単 位	料 金 額
メニュー 1 に係るもの	I P 約款に規定する利用料(基本料に限りませす。)に相当する部分に係るもの	1 契約者回線ごとに	552 円 (消費税相当額 50 円含む)
メニュー 2-1 に係るもの	I P 約款に規定する利用料(基本料に限りませす。)に相当する部分に係るもの	1 契約者回線ごとに	2,147 円 (消費税相当額 195 円含む)
	音声利用 I P 約款に規定するメニュー 1-1 に係る基本料金(基本額に限りませす。)に相当する部分に係るもの		
メニュー 2-2 に係るもの	I P 約款に規定する利用料(基本料に限りませす。)に相当する部分に係るもの	1 契約者回線ごとに	3,247 円 (消費税相当額 295 円含む)
	音声利用 I P 約款に規定するメニュー 1-2 に係る基本料金(基本額に限りませす。)に相当する部分に係るもの		
	音声利用 I P 約款に規定する基本通信料に相当する部分に係るもの		

(通信の相手先)

第 16 条 本サービスに係る I P 通信網サービスに関する通信について、I P 約款に規定するメニュー 7-2 のものに係る契約者回線(その契約者が対馬市であるものに限りませす。)との間で行う通信又はマイタウン内 I P v 6 通信に限り行うことができます。

(回線使用料の支払義務)

第 17 条 本サービスに係る契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。)について、第 15 条に規定する回線使用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の回線使用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の回線使用料の支払いを要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の

回線使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、メニュー1に係るIP通信網サービスまたはメニュー2-1及びメニュー2-2に係るIP通信網サービス及び音声利用IP通信網サービスのいずれも全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する回線使用料
2 当社の故意又は重大な過失によりメニュー1に係るIP通信網サービスまたはメニュー2-1及びメニュー2-2に係るIP通信網サービス及び音声利用IP通信網サービスのいずれも全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する回線使用料
3 移転に伴って、メニュー1に係るIP通信網サービスまたはメニュー2-1及びメニュー2-2に係るIP通信網サービス及び音声利用IP通信網サービスのいずれも利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合によりファミリーライトサービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する回線使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（責任の制限）

第18条 本サービスの責任の制限において、メニュー1はIP約款第51条の規定を適用することとします。

2 当社は、メニュー2-1及びメニュー2-2を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その本サービスに係るIP通信網サービス及び音声利用IP通信網サービスのいずれも全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、損害を賠償します。

3 前項の場合において、当社は、メニュー2-1及びメニュー2-2に係るIP通信網サービス及び音声利用IP通信網サービスのいずれも全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限りて利用料金の支払い者に対して賠償します。

（1）回線使用料

（2）回線使用料以外の料金であって、約款において対象となる料金

4 当社の故意又は重大な過失によりメニュー2-1またはメニュー2-2の提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、約款料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（附帯サービス）

第19条 当社は、本サービスのメニュー2-1またはメニュー2-2において、約款に規定する附帯サービスのほか、あらかじめ契約者から請求があったときは、音声利用IP約款に規定する料金明細内訳情報を記載した料金明細内訳書を送付します。

2 前項において契約者は、その料金明細内訳書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、料金明細内訳書の送付手数料として、1契約者回線について送付1回ごとに500円（税込価格550円）の支払い

を要します。

(その他の提供条件)

第20条 本サービスに関する提供条件のうち、本規約に規定するもの以外のものについては、IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sプラン5-2のもの並びに及び音声利用IP約款に規定する第2種サービスのタイプ2のメニュー1-1及びメニュー1-2に関する規定を適用します。

ただし、次の事項に関する規定は適用しません。

(1) IP約款に規定する付加機能、情報料回収代行等、保守の態様による細目(タイプ1-1に係るものを除きます。)、長期継続利用申出に係る利用料金の適用(あっと割引、光はじめ割)、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用(グループ割)、IPv6による契約者回線間通信等に係る取扱い、学校に限定した利用料金の割引の適用、譲渡承認手数料、証明手数料、支払証明書の発行手数料並びに限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引等、料金及び工事に関する費用の割引に関する規定

(2) 限定された期間内に申し込まれた音声利用IP通信網契約に限り適用する工事に関する費用の割引に関する規定

第2章 その他

(公租公課の変更)

第21条 公租公課に変更があった場合は、その変更した公租公課を適用します。

(IP通信網サービスの転用)

第22条 本サービスに係る契約者は、IP約款第22条の2に規定するIP通信網サービスの転用を請求することはできません。

附 則

本規約は、2024年6月13日から実施します。

附 則

この改正規定は、2025年4月2日から実施します。